

高齢者の免許返納の促進に向けた 地方公共団体による対策の効果実証調査

追加募集のお知らせ

令和6年7月

国土交通省 物流・自動車局 旅客課
事務局：デロイトトーマツ コンサルティング合同会社

追加募集のお知らせ

エントリーの追加募集を行います。
8月末を締切といたしますが、関係者調整等で時間を要する場合には
柔軟に対応いたしますので、事務局までご相談ください。

追加募集の締切 **8/30(金)17時まで**

主なエントリー条件

本実証調査へエントリーいただけるのは、
**令和6年度中に新たに割引施策を開始し、原則として3年間は
施策を継続する見込み**の地方公共団体のみとなりました。

■ エントリー条件①

エントリーは免許返納者向けの交通割引施策を令和6年度に新規で開始する地方公共団体に限ります。

⇒「新規」の定義についてはP.4をご参照



前年度から既に免許返納者向けの交通割引施策を実施されている地方公共団体は、エントリーいただくことができません。

■ エントリー条件②

今回選定された地方公共団体には、3年間の継続支援を予定いたします(現時点の予定であり、今後変更となる可能性がございます)。

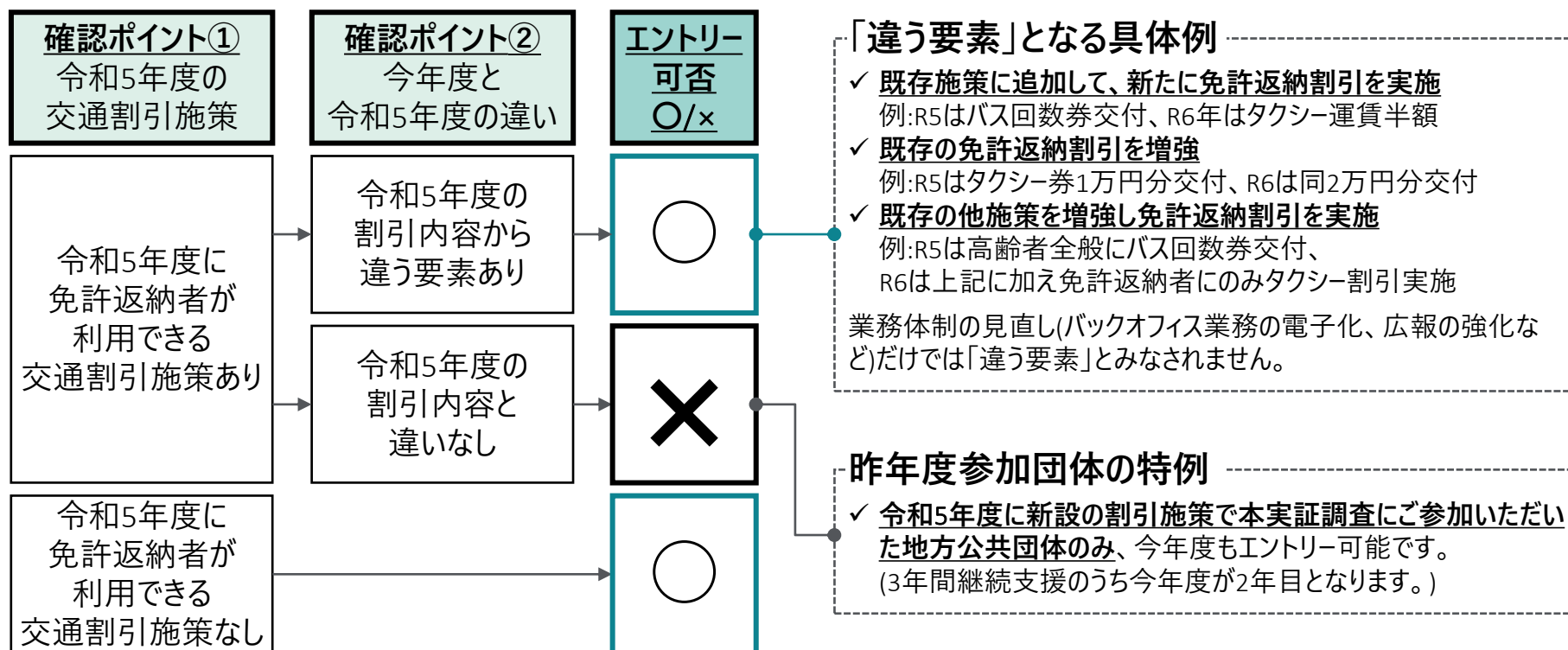
⇒事業期間のイメージについてはP.6をご参照



そのため、原則として3年間の施策継続をお願いいたします。
なお、来年度以降の支援割合は低減する可能性があります。

エントリー条件①「新規」の定義

- 今年度新たに実施する割引施策に加え、令和5年度に実施した割引内容と違う要素がある施策も「新規」として取り扱います。
 - 「違う要素」としては、割引方法の変更・追加や割引金額の増額などを想定しております。
業務体制の見直し(バックオフィス業務の電子化、広報の強化など)だけでは対象外となります。
- なお、令和5年度に新設の割引施策で本実証調査にご参加いただいた地方公共団体につきましては、新規施策2年目への支援として令和5年度と同じ割引内容でエントリー可能といたします。



【参考：既に割引施策を実施されている地方公共団体向け】 今年度既に採択された「新規」の事例

今年度、下記のような**変更要素**をもってエントリーされ、既に採択を受けておられる地方公共団体がいらっしゃいます。
既に昨年度以前から割引施策を実施されている場合も、ぜひこちらをご参考いただき、エントリーをご検討ください。

割引金額の増額がない場合にも、下記のような変更要素によりエントリーいただくことが可能です

例①

対象バス路線の増加

【採択対象となる例】

- 割引券を使えるコミュニティバスや乗合タクシーが、今年度拡充され路線が増えた

割引施策側に変更がなくとも、利用できるバス路線の追加をもって「変更要素」としてエントリーいただくことが可能です

例②

チケットの利用範囲

【採択対象となる例】

- 割引券が民間バスやタクシーで使えるようになった
- 自家用有償等が運行される場合は、割引券を利用できるようにする計画である

例③

チケットの配り方・使い方

【採択対象となる例】

- 居住地域で割引券の枚数が変わる(交通不便地域は枚数が多い)ようになった
- 割引券で新たに定期券を購入できるようになった

エントリー条件②：事業期間

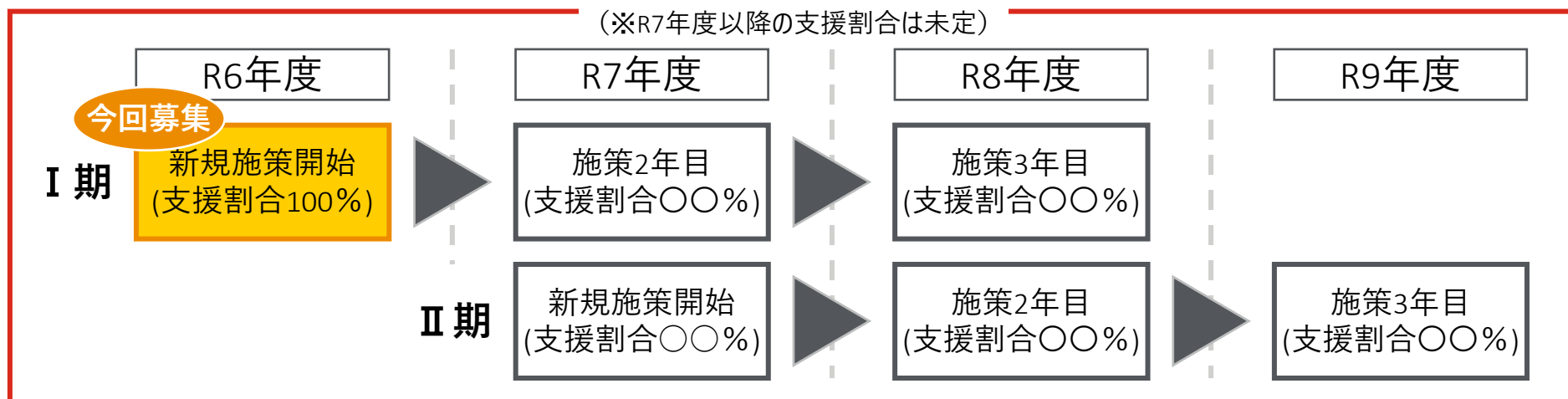
- 今年度選定した地方公共団体には、原則として今後3年間の継続的な支援を行います(現時点の予定であり、今後変更となる可能性がございます)。そのため原則として、3年間継続した割引施策の実施をお願いいたします。
- 来年度以降の支援割合は、変更となる可能性がございます。
- 今年度は I 期(R6～8年度)へのエントリーを募集 いたします。なお来年度は II 期(R7～9年度)へのエントリーを募集する予定 ですが、詳細は未定です。

！ ただし、やむを得ない事由により2年目以降に施策を中断することは可能です(過去分の返金等を求めることは想定していません)。

！ 令和6年度にスタートした新規施策を、令和7年度にエントリーすることはできません。今年度に新規施策を実施される地方公共団体は、今年度のエントリーをお願いいたします。

事業期間イメージ

(※R7年度以降の支援割合は未定)



詳細説明内容（目次）

1. 実証調査の概要

- 背景・目的
- 調査の内容
- エントリー及び選定通知
- 選定
- 実証調査の報告
- 精算

2. エントリー受付

- スキーム
- エントリー対象
- エントリー時の申請内容
- エントリー受付期間・エントリー先
- 支援対象となる実証調査内容
- 実証調査期間
- 調査費用
- 相談・問い合わせ先
- Q&A

1.実証調査の概要

背景・目的

背景

高齢運転者の交通死亡事故が深刻な社会問題化



高齢運転者の免許返納が求められるが、なかなか進まない・・・

なぜ免許の自主返納をためらうのか？

ある調査では、約7割の高齢運転者が「車がない生活が不便だから」と回答。

高齢運転者はどんな支援を求めているか？

「交通手段に関する支援(割引等)の充実」や「交通機関の発達」を求める声が多い。

目的

免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体を支援し、その効果を検証することで、**より多くの地方公共団体が高齢運転者の免許返納を効果的に促進することを目指す** 目指します。



高齢運転者に対する公共交通機関の運賃割引施策を
実施し、免許返納の促進につながるか効果測定を行います。

(支援対象となる内容や期間などの詳細は、
「エントリー受付」の中でご説明いたします。)

現在

↓
8/30(金)
17時まで

追加エントリー募集期間

- エントリー要領を確認の上、webでエントリーをお願いいたします。
(エントリー方法等の詳細はこの後ご説明いたします。)
- エントリー内容について、個別に事務局に相談することも可能です。
- 割引内容の検討段階から事務局が支援を行うことができますので、必要であれば早い段階で事務局までご相談ください。
- 関係者調整等の事情によりエントリーが9月以降になる場合も柔軟に応じますので、ご相談ください。

順次

選定通知

- 通知と合わせて、再委託契約などの必要書類を送付いたします。

中間報告

提出 タイミング

実証調査の開始後3カ月以内
または11月末までのいずれか早いタイミング

- 進捗状況(報告時点までに把握している調査費用の実績金額等)について、電子メールで事務局にご提出いただきます。
- 内容や提出タイミングは、選定後に事務局より別途通知いたします。

実証調査の報告

実施報告

提出 タイミング

実証調査の終了後

- 本調査における実証結果や効果測定に必要なデータを収集して実施報告書に取りまとめ、電子メールで事務局にご提出いただきます。
- 実施報告書の様式や提出先、提出タイミングは、選定後に事務局より別途通知いたします。
- 実施報告書の必須項目としては、下記の2点を予定しています。

① 高齢者の免許返納に関連する実績値

高齢者の免許返納者数等を想定しています。
ただし、報告時点で正確な実績値を取得できない場合は、たとえば速報値となっても構いません。



実績値の取得について、所轄警察署等との事前調整及び連携をお願いいたします。

② 調査費用の実績金額

この実施報告書の記載内容に基づいて調査費用の精算を行うため、割引実績の集計方法やエビデンスの取得方法などについてエントリー前に関係者間で確認を行っておくようお願いいたします。



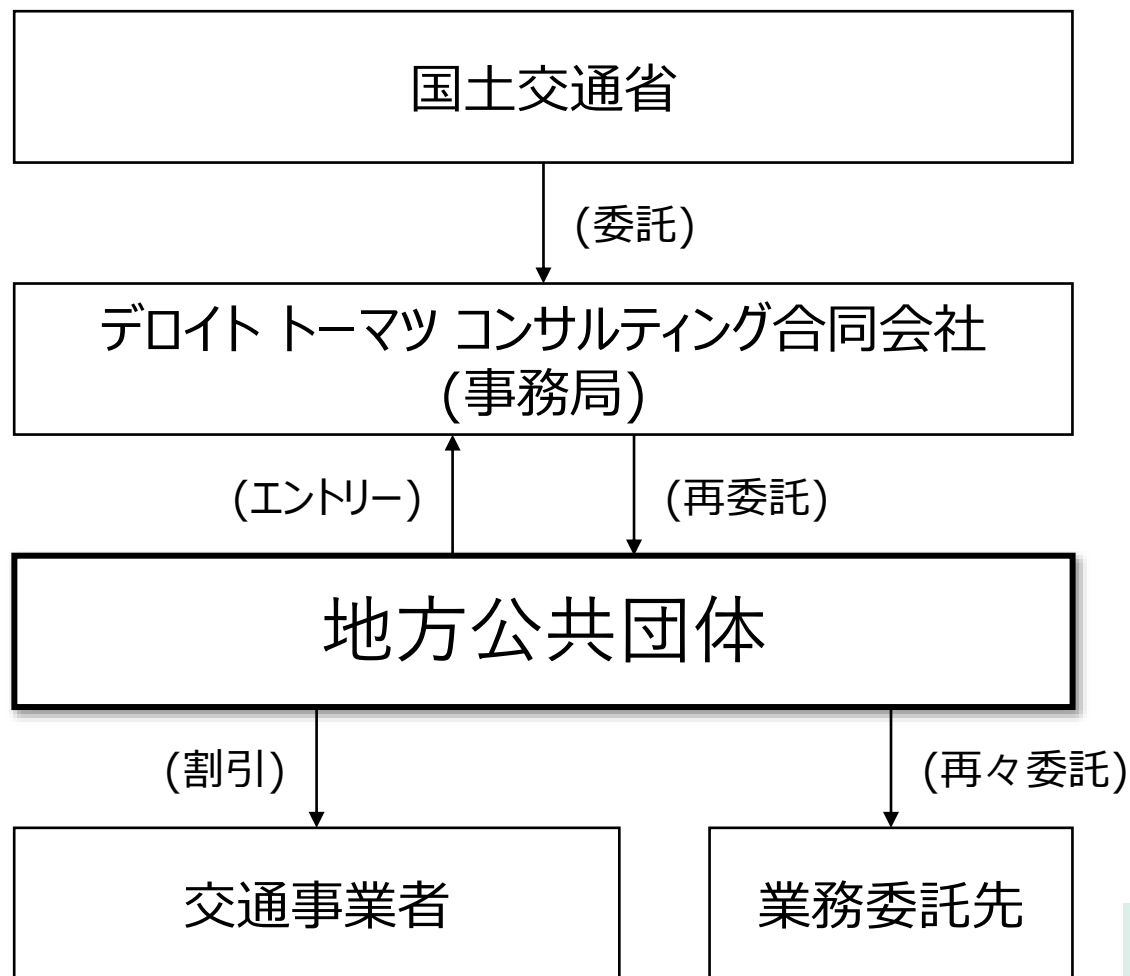
エビデンスとしては、交通事業者から提出される実績集計表や、ICカード利用データなどを想定しています。

- 報告時には実績を間違いなくご記載ください。実施報告書の記載内容が事実と異なった場合、本実証調査の支援金の返還を命じることとなります。

請求書・実施報告書のご提出後に
金額の確定通知を送付し、
指定銀行口座に支援金を振り込みます。

提出が必要な書類等の内容や詳細のスケジュール等は、
選定後に事務局より別途通知いたします。

2.エントリー受付



！ 必要に応じて再々委託が可能です、必須ではありません。

エントリー対象

実証調査エントリー要領 2(1)

エントリー対象は、
令和6年度中に新たに免許返納施策を開始し、
原則として3年間は施策を継続する見込みの地方公共団体です。

Q 公共交通会議などの
会議体での
エントリーは可能か？

A 会議体が主体となったエントリーは不可です。
地方公共団体からのエントリーをお願いいたします。

Q 複数の地方公共団体が
共同でエントリー
することは可能か？

A 調査費用の支援は各地方公共団体ごとに行いますので、連名ではなく各団体個別でのエントリーをお願いいたします。
ただし、同内容の実証調査を行う場合には1団体が代表となりまとめてエントリーを行うことも可能です。
(その後の選定や支援は各団体ごとに行います。)

Q やむを得ない場合は、
3年間の途中で中断する
ことは可能か？

A やむを得ない事由により2年目以降に施策を中断することは可能です(過去分の返金等を求めることは想定していません)。

エントリー時の申請内容

実証調査エントリー要領 2(2)

各項目の記入例は、「エントリー申請内容」をご参照ください

基本情報	既存の運賃割引施策	実証計画	調査費用
■ 地方公共団体名 ■ 担当者情報 ➢ 部署 ➢ 役職 ➢ 氏名 ➢ メールアドレス ➢ 郵便番号 ➢ 住所 ➢ 電話番号	■ 割引内容 ➢ 公共交通機関の種類 ➢ 割引適用範囲の詳細 ■ 割引方法 ➢ 割引方法の種類 ➢ 割引方法の詳細 ■ 割引率・割引額 ■ 割引対象者 ■ 参考URL ■ 昨年度実績 ➢ 人数 ➢ 件数（延べ人数） ➢ 金額	■ 割引内容 ➢ 公共交通機関の種類 ➢ 割引適用範囲の詳細 ■ 割引方法 ➢ 割引方法の種類 ➢ 割引方法の詳細 ■ 割引率・割引額 ■ 対象者 ■ 予定期間	【割引支援】 ■ 利用見込み ➢ 人数 ➢ 件数（延べ人数） ➢ 金額 ■ 実績の集計・確認方法 【付帯経費】 ■ 利用目的 ■ 予定金額 ■ 発注予定先

追加エントリーの募集期間は**8/30(金)17時まで**です

(ただし、関係者調整等の事情によりエントリーが9月以降になる場合も柔軟に応じますので、事務局までご相談ください。)

webフォームから申請をお願いいたします

<https://forms.office.com/e/1dPs8db6Tm>



フォームが利用できない場合は、「エントリー申請内容」の
エクセルファイルに必要事項を記入し、以下のメールアドレス宛に
電子メールで送付してください。

メールアドレス : return_dl@tohmatu.co.jp

メールタイトル : 「エントリー申請 (●●●)」

※メールタイトルの●●●部分には地方公共団体名を入力してください。

支援対象となる実証調査内容

①割引内容・割引方法・割引対象者

実証調査エントリー要領 4(1)

割引内容

- バス、タクシー、自家用有償旅客運送、自家用車活用事業(いずれか一つでも可)の運賃割引を支援対象とします。



鉄道など他の公共交通を含めることは可能ですが、割引金額の支援対象にはなりません。

割引方法

- 運賃を割引した実績の金額を取得できる方法であれば、特に指定はありません。(交通事業者に対する割引補填、割引チケット・回数券・バスカード等の配布 など)



実績が把握できない方法は対象外です。(割引チケットの配り切り など)

割引対象者

- 原則、免許返納を証明した65歳以上の高齢運転者を対象とします。



地方公共団体の判断により、高齢運転者の定義年齢を引き上げることが可能です。

支援対象となる実証調査内容

②対象となるパターン（例）

パターン1:ICカードチャージを実施

実証調査エントリー要領 4(1)



鉄道など他の公共交通を含めることは可能ですが、割引金額の支援対象にはなりません。

支援対象となるのは？

今年度チャージしたカードから、実証調査期間中に
実際にバス・タクシー・自家用有償旅客運送・自家用車活用事業で利用された金額(ただしチャージした金額を上限とする)

例：チャージ金額＞利用金額の場合

期間中に300万円チャージし、実際にバス・タクシーで250万円分利用→**支援金額250万円**

例：チャージ金額＜利用金額の場合

期間中に300万円チャージし、実際にバス・タクシーで500万円分利用→**支援金額300万円**

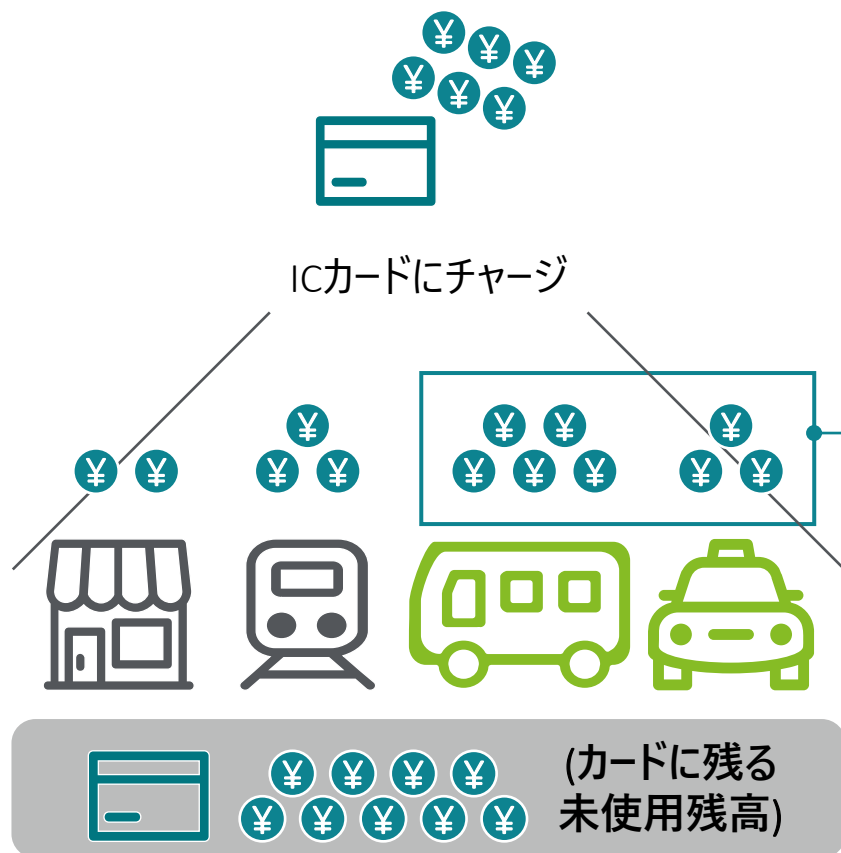
報告時に必要なデータは？

チャージ等の実績集計表

運行事業者からの利用実績データ
(集計表など)



チャージしたICカードのID番号等を用いて、当該カードの実績を把握できることが必要です。推計値での報告は不可とします。
なお提出書類は集計表などのみで構いません。

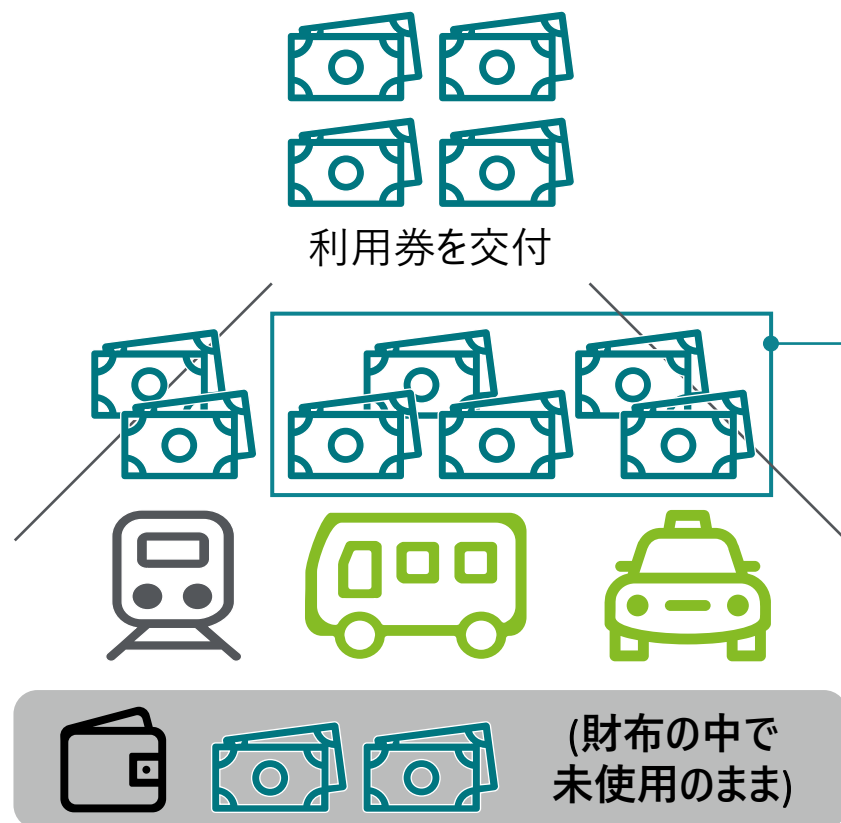


支援対象となる実証調査内容

②対象となるパターン（例）

実証調査エントリー要領 4(1)

パターン2:利用券交付を実施



！ 鉄道など他の公共交通を含めることは可能ですが、割引金額の支援対象にはなりません。

支援対象となるのは？

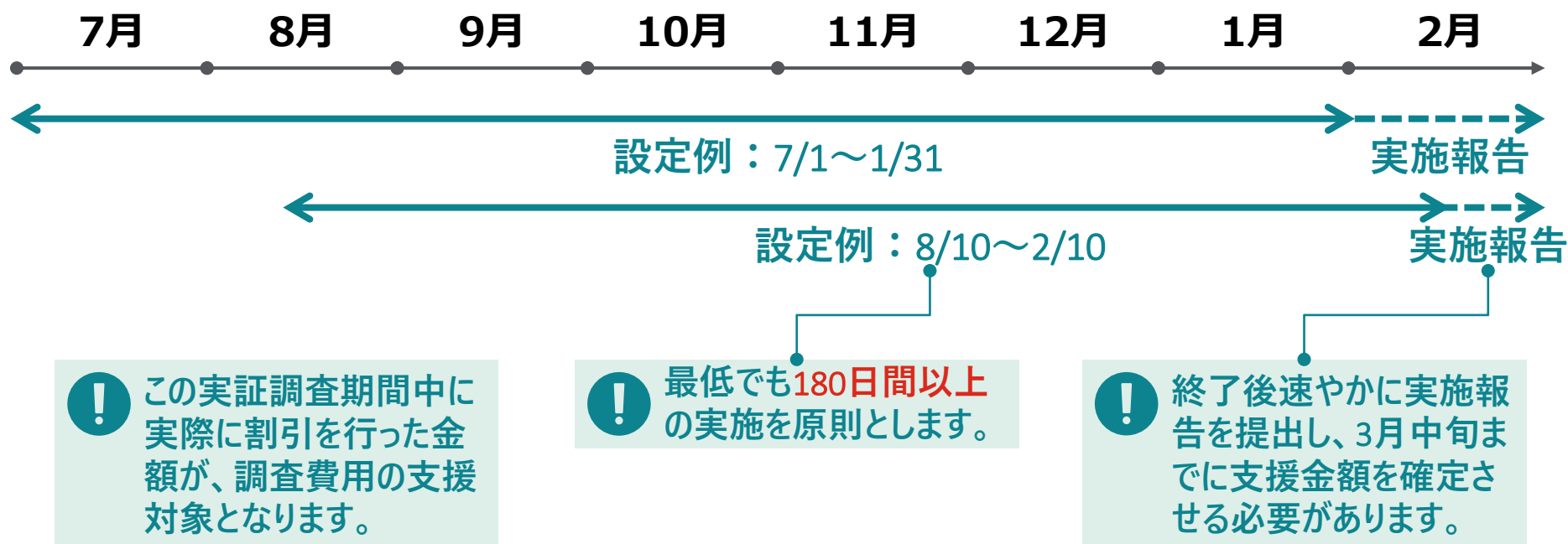
原則として今年度交付した利用券のうち、実証調査期間中に実際にバス・タクシー・自家用有償旅客運送・自家用車活用事業で利用された金額

例：
期間中に300万円分実際にバス・タクシーで利用
→支援金額300万円

報告時に必要なデータは？

運行事業者からの利用実績データ
(集計表など)

令和6年7月1日から令和7年2月28日の間において、
地方公共団体が設定する**6～8か月程度**の期間とします。
(ただし、追加エントリーにより採択となった場合や、今年度後半から新規で事業を開始する場合は、この限りではありません。詳細は事務局までご相談ください。)



調査費用

割引支援



付帯経費



1地方公共団体当たり合計3,000万円(税込)を上限とします。

- 交通事業者が割引対象者に対して運賃割引を行った実費金額を支援します。

- なお、支援対象となる運賃割引は、バス・タクシー・自家用有償旅客運送・自家用車活用事業の運賃割引に限ります。



交通事業者からの報告等で、実際に割引を行ったことがわかる金額のみを支援対象とします。

対象

にカードチャージのうち、バスタクシーでの利用分のみを把握・申請

対象外

割引券の配布(配り切り)

- 広告宣伝費用や交通事業者への支援スキーム構築費用などに関して、実費の全額を支援します。
- なお、付帯経費に対する支援金額が、調査費用に対する合計支援金額の1/3を超えることはできません。



都道府県からのエントリーの場合は、運賃割引の実施対象地域となる市区町村数を乗じた金額を上限とします。(例：県内10市町村での運賃割引の場合、3億円が上限)

実証実験内容についての相談や、エントリー方法等の問い合わせは、以下のメールアドレスで受け付けます。

メールアドレス：return_dl@tohmatu.co.jp

ご不明点などあれば、ぜひお早めにご連絡ください。

Q&A

支援対象となる割引施策

内容

Q. 昨年もこの事業に参加した自治体はエントリー可能か？

A. **今回エントリーいただけるのは、本実証調査期間に割引施策を新設された自治体のみとなりますので、昨年度参加された自治体はエントリーいただけない場合がございます。P.4の「新設」の定義をご参照ください。**

Q. 実証段階の事業も支援対象となるか？来年度以降への割引施策継続は必須か？

A. 実証段階の場合も支援対象となります。**今年度を含め、原則として3年間は割引施策を継続いただく必要がございますが、やむを得ない事由で継続が困難となった場合は、その際に個別にご相談ください。**

割引率

Q. 割引が利用金額の全額（無償）の場合も支援対象となるか？

A. **割引率について規定はなく、無償でも支援対象となります。**

対象者

Q. 免許返納者以外への割引は支援対象となるか？

A. 割引対象者に免許返納者以外を含む割引内容でのエントリーは可能ですが、**支援対象は免許返納者に対する割引のみ**となります。

Q. 昨年度の免許返納者を割引対象者に含むことは可能か？

A. **原則は今年度の免許返納者を対象**としますが、昨年度の返納者と区別できない場合は対象に含めても問題ございません。

Q. 免許返納者の確認方法は、運転経歴証明書の提示に限定されるか？

A. **免許返納者の確認方法に規定はありません。**各自治体の運用に応じて定めていただけます。
なお、免許証が期限切れで失効してそのまま更新しなかった方に対し、期限切れ免許証の提示をもって実質的な免許返納とみなし、割引を適用することは可能です。その割引についても支援対象となります。

Q. 支援対象となる割引対象者は原則65歳以上とあるが、どの時点で65歳以上でなければならないか？

A. **どの時点で65歳以上かの指定はありません。**各自治体の運用に応じてご検討ください。

Q&A

調査費用

- Q 付帯経費として支援対象となる物品は、実証実験期間中に発注・納品されたものに限定されるか？
A 実証調査期間中の割引施策に用いる物品等に関する費用であれば、**厳密な発注時期や納品時期は問いません**。詳細は事務局までお問い合わせください。
- Q 事業者より提供される交通系にカードの乗降・決済データが有償の場合、その購入費も支援対象となるか？
A **データ購入費も支援対象となります**。また、システム構築費などが必要となる場合も支援対象となります。
- Q 利用金額について、月別で集計することが難しい場合は支援対象となるか？
A 月別の集計が難しい場合は、**交通事業者が提供可能な期間ごとの集計で問題ございません**。

実証調査期間

- Q 現在、来年3月末までの実証を計画しているが、本事業ではどこまでが支援対象となるか？
A **支援対象となる実証調査期間は令和6年7月1日～令和7年2月28日の範囲内**です。そのため、この場合は2月末までの実費金額が支援対象となり、3月分については支援対象外となります。
- Q 実証調査期間が6か月に満たない場合は、エントリーできないか？
A 実証調査期間は**原則180日（6か月）以上としておりますが、それを満たすことができない場合もエントリー可能**です。その場合は、エントリーフォームの「【予定期間】特記事項」欄へ理由等を記載してください。

免許返納実績

- Q 免許返納者数等の実績値は、必ず1自治体に絞った実績値を報告しなければならないか。
A **可能な限り1自治体に絞ったデータを取得できるよう警察署と調整いただきたい**ですが、どうしても不可能な場合は、止むを得ない事由として他自治体分の数値を含む集計でも問題ございません。

請求書

- Q 請求書に、インボイス制度による適格請求書発行事業者番号を記載する必要はあるか？
A 原則として、**請求書には適格請求書発行事業者番号の記載が必要**です。番号が取得できていない場合など、個別の事情がございましたら事務局までお問い合わせください。

以上